

立神峡 里地公園だより

【2・3月の活動報告】

問い合わせ先：立神峡公園管理棟 ☎62-1543
ホームページ：http://www.tategamikyou.com/
Eメール：tategami@town.kumamoto-hikawa.lg.jp

里山暮らしの学校「餅つき体験」

2月14日(日)

寒～い冬が終わりを迎えるころ、公園内にある里地屋敷で餅つきを行いました。

昔ながらの餅つきで、杵と臼を使って餅をつきあげていきます。今回は4家族が参加されて一生懸命『べったん、べったん』お餅をつきました。最後に美味しいあんこを、つきたてのお餅で包んで、おいし～っぱいほおばっちゃいました。(廣瀬)



▲べったん、べたん。おいしいお餅になあれ



親子で積み木のワークショップ

2月20日(土)

15組の親子と一緒に、積み木のワークショップを行いました。ワークショップと聞くと、なんだか難しいことをするように感じますが、子どもたちは楽しそうに、講師の前田先生が用意された2,000個の積み木で遊んでいます。少しずつ積み上げていった積み木は、木のようになり、ビルのようになり、そして気がつくとも積み木の街が出来上がります。そんな不思議な積み木の世界…とても楽しいひと時を過ごしました。(木本)

▲積み木が、どんどん積み上がっていきます

～森のようちえんニュース～

常葉保育所

(ふじ組 さくら組)

雨がぽつぽつ降るお天気の中。カッパを着て元気いっぱい笑顔で森のようちえんにきた常葉保育所のふじ組さんとさくら組さん。木の葉の先にうかぶ雨粒をみて「宝石みたい…きれいだね」と目をきらきらさせて見ましたよ。田んぼでは、たくさんのおたまじゃくしに夢中。雨の自然をたっぷり楽しんでいました。



森のようちえん りとろ

3月6日(土)

「♪どこかではるがうまれてる～♪」そんな歌が似合いそうな立神峡の春の入り口です。3月はじめには、つくしや菜の花を見つけ、子どもたちやご家族、スタッフも共に春を感じ、心が躍りました。ひなまつりでは、森の中にお雛様をかざり、ひなまつりの歌もみんなで歌いました。森のひなまつり…。楽しいひと時でした。

新年度も引き続き、4月から7月までの通期制のコースもはじまります。興味のある方は、お試し体験会もできますので、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先 立神峡公園管理組合 担当：幸山 ☎(0965) 62-1543

農地転用には許可が必要です

☆農地転用とは？

農地を宅地や資材置き場、駐車場など、農地以外に変えることをいいます。

☆なぜ許可が必要？

私たちの命を育む大切な食べ物を生産する農地を守っていく必要があります。このために、農地を転用する場合には農地法で一定の規制がかけられています。

☆対象となる農地は？

全ての農地が転用許可の対象となります。

☆一時的な農地転用とは？

農地を一時的に資材置き場などに利用する場合も、転用許可が必要です。

☆許可なく転用したら？

許可を受けずに転用したら農地法違反です。知事は工事の中止や原状回復命令をすることができます。また、これに従わなかった場合は3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課せられます。

◎農地法の申請締め切りは毎月15日です。

申請予定の方は、事前に地元の農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

～遊休農地をなくしましょう～

近年、以前は耕作されていたが、現在は荒地となっている「遊休農地」が町内でも増えています。いったん荒れた農地は、病害虫の発生などで近隣の農地に影響を与えるだけでなく、もとの農地としての利用が難しい状態になってしまいます。

「高齢になり、農作業をするのが難しい」「手が回らない」など、何らかの事情で、自分で耕作が出来なくなった農地をお持ちの方は、各地区の農業委員または農業委員会事務局までお気軽にご相談下さい。

魅力いっぱいの農業者年金に加入しませんか？

◎少子高齢化時代を先取りした「積立方式」の年金ですので、加入者や受給者の数に左右されない、安定した制度です。

◎国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。

◎農業の担い手として一定の要件を満たす方（青色申告者、認定農業者など）には月額で最高1万円の国庫補助があります。

◎支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となり、住民税や所得税の節税になります。(節税額は、支払った保険料の15～30%程度)

◎年金は生涯受給でき、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

◇詳しくは、お気軽に地区の農業委員、または農業委員会事務局にお問い合わせください。

問い合わせ先 氷川町農業委員会 ☎52-5861

